

新たな過疎対策法の制定に関する要望

長野県の過疎地域は、千曲川、天竜川等全国有数の河川の上流部に位置し、豊かな自然や歴史・文化を有しており、都市に対して、食料の供給、水資源の提供、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに森林による地球温暖化の防止に貢献するなど、重要な役割を担っている。

これまで4次にわたる特別措置法の制定により、総合的かつ計画的な対策が推進され、その結果、過疎地域における生活環境の整備が着実に図られるなど一定の成果をあげたところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として歯止めがかからない人口減少と高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、急激な医師不足、路線バスの廃止など生活・生産基盤の弱体化が進行し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、国は、過疎対策を国家的プロジェクトと捉え、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行うべきである。

よって、平成22年3月をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」の後の、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものである。

なお、新たな過疎対策法においては、下記事項について特段の配慮を強く要望するものである。

記

- 1 過疎地域が果たしている役割を踏まえ、国家的プロジェクトとして過疎対策を位置付け推進すること
- 2 過疎地域の特性を的確に反映する指定要件と指定単位を設定し、現行過疎地域を指定対象とするとともに、疲弊している中山間地域全体に支援が行き届くよう最大限の配慮をすること
- 3 食料自給率の向上と食の安心・安全の確保を図るため、所得補償など農林業に対する新たな支援の仕組みを構築するとともに、地域の資源を活かした産業の創出及び企業進出・起業にかかる助成措置を拡充強化すること
- 4 産科・小児科をはじめとする医師不足の解消と救急医療や山間地の診療所への支援など地域医療体制の充実、高齢者福祉施策の向上を図り、地域の子どもや高齢者が安心・安全に暮らせる社会を実現すること
- 5 地域の実情に応じたデマンド交通の導入及び地域巡回バスの運行経費に対する支援、遅れている道路交通網の整備、地上デジタル放送の難視聴地域の解消・光ファイバー網など情報通信基盤の整備を促進すること

- 6 過疎市町村の財政基盤の確立のため、地方交付税を充実・強化するとともに、道路・橋りょうの維持・補修に係る経費、ソフト事業に要する経費を対象とするなど、地域の施策に沿った事業ができるよう過疎対策事業債の対象を拡大するほか、従来の対象事業の要件を緩和し、弾力的運用を図ること

平成21年11月4日

長野県市町村過疎地域対策協議会

会 長 中 村 靖